

所管部課名	商工観光部 経済政策課		担当者	是枝				
事業費名称	コミュニティバス等利用促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市地方公共交通特別対策事業補助金交付要領、廃止路線バス運行に関する覚書							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 3 年度 予算額	0 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 千円	その他の内容			
令和 2 年度 予算額	0 千円	千円	千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	輸送人員		1,500 人		令和元年度 (H30.9～R1.9)			
成果指標②								
補助対象者	廃止路線代替バス等を運行する乗合バス事業者、貸切バス事業者、乗合タクシー事業者							
補助対象経費	運行に係る経常費用から経常収益を控除した額のうち本市負担割合分							
補助対象事業・活動の内容	廃止となった民間路線バスのうち、鹿児島県バス対策協議会路線確保対策部会において維持・存続が必要と認められる運行系統を廃止路線代替バス等として運行した経費の一部について補助を行うことができるもの。							
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	変動制							
上記項目の積算方法	運行路線距離による按分等							
補助を受ける事業（団体）等の経過 3 年間の決算状況等	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		518,000	11.9%	0	
		会費収入				0.0%		
		事業収入			518,000	11.9%		
		寄付金・その他助成				0.0%		
		市補助金			278,000	6.4%		
		沿線市補助金 （前年度繰越金）			3,540,000	81.6%		
		計	0		4,336,000	100.0%	0	
		支出	事業費			4,336,000	100.0%	
	人件費					0.0%		
	その他事務費					0.0%		
					0.0%			
					0.0%			
					0.0%			
	（翌年度繰越金）				0.0%			
	計		0		4,336,000	100.0%	0	
	支出計/前年度支出計						0.0%	
	自己資金/前年度自己資金						0.0%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%				
交付件数				1				
成果指標の推移①				1,601 人				
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【その他】 H30.9 末の民間路線バス（串木野～野下）廃止に伴い、代替交通確保までの期間（H30.10～R1.9）廃止代替バス運行に関する覚書を薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島交通㈱で締結し、廃止代替バスを運行した。 薩摩川内市：樋脇地域デマンド交通 H31.2 から運行開始。いちき串木野市：いきいきタクシー R1.10 から運行開始のため、令和元年度のみ。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	廃止路線代替バスを運行することで沿線住民の交通手段が確保でき福祉の向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	民間路線が廃止となると、交通空白地域となることから何らかの交通手段確保が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	廃止路線代替バスの運行により、一定の利用者実績があったことから沿線住民のニーズに合致していた。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	廃止路線代替バス等を運行する乗合バス事業者、貸切バス事業者、乗合タクシー事業者へ補助するスキームが、既に県内各地域で実施されていたことから適当であった。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	代替交通を確保するまでは、安価な金額で沿線住民の有効な移動手段を確保するために妥当な手段であった。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金額は、運行に係る経常費用から経常収益を控除した額であり、本市の負担割合は、それぞれの沿線市の運行距離で按分されていることから、妥当である。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後、他の運行系統の廃止にも対応できるよう現状のまま維持する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市地方公共交通特別対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる薩摩川内市地方公共交通特別対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）
第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 乗合タクシー事業者 法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 廃止路線代替バス 乗車定員11人以上の車両により、鹿児島県バス対策協議会路線確保対策部会において維持・存続が必要と認められた運行系統を運行するものをいう。
- (5) 廃止路線代替乗合タクシー 乗車定員10人以下の車両により、鹿児島県バス対策協議会路線確保対策部会において維持・存続が必要と認められた運行系統を運行するものをいう。
- (6) 廃止路線代替バス等 廃止路線代替バス及び廃止路線代替乗合タクシーをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業内容、運行系統、事業者及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書は、地方公共交通特別対策事業（運行費）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の営業報告書（以下「営業報告書」という。）
- (2) 補助金申請に係る運行系統と他の路線バス等の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図
- (3) 補助対象期間に係る輸送人員の積算を明らかにした書類
- (4) 高校生等の通学に利用されている運行系統にあっては、高校生等の通学に利用されている運行系統であることを証する書類（様式第1号の2）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の合計額とする。

(補助金の交付決定等の通知)

第6条 市長は、第4条に規定する交付申請を受理した場合は、規則第6条及び第16条の規定に基づき、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、地方公共交通特別対策事業（運行費）補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 規則第18条第1項に規定する補助金等の交付の請求は、地方公共交通特別対策事業（運行費）補助金交付請求書（様式第3号）による。

(補助金の経理等)

第8条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査報告)

第9条 市長は、予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して、その状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 補助金等交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第3条の補助対象運行系統の取消し等があったとき。

別表（第3条関係）

事業内容	補助対象運行系統	補助対象事業者	補助対象経費
廃止路線 代替バス 等の運行	鹿児島県バス対策 協議会路線確保対 策部会において維 持・存続が必要と 認められた運行系 統	1 乗合バス事業者 2 貸切バス事業者 3 乗合タクシー事業者	経常費用から経常 収益を控除した額

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。